

# 公 募 公 告

下記のとおり公募に付します。

令和 8 年 2 月 4 日

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長  
堀内 隆広

## 記

### 1. 公募要件

消費者庁における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給

### 2. 公募に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本件に関する以下の参加条件をすべて満たしている者であること。
  - ① 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
  - ② 配車可能な車両を 1, 200 台以上保有し、24 時間体制で配車を受け付けること。なお、深夜配車可能な車両台数、それ以外の時間帯の配車可能な車両台数を提示すること。
  - ③ 各社における乗車券を用意できること。
  - ④ ③の乗車券の使用による手数料がかからないこと。
  - ⑤ 月毎の支払いが可能なこと（総括請求書及び使用単位（課）ごとの請求書）。
  - ⑥ 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。

### 3. 参加要領の提出資料等

- (1) 参加申請書（交付場所にて配布。なお、消費者庁ウェブサイトからダウンロード可）
- (2) 本公告 2. (4) ①～⑥を確認可能な資料（コピー可）
- (3) 見積書

### 4. 参加申請書の交付場所、提出場所及び提出期限

- (1) 交付場所 東京都千代田区霞が関 3-1-1 消費者庁総務課管理室契約係  
電話：03-3507-8800（内線 2424）
- (2) 提出場所 交付場所と同所
- (3) 提出期限 令和 8 年 3 月 4 日（水）正午まで

## 5. 契約者の決定方法

必要書類を提出期限までに提出し、本公告2.に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。ただし、契約締結はするが、使用を確約するものではない。

## 6. 必要書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書等は無効とする。

以上

## 参 加 申 請 書

支出負担行為担当官

消費者庁総務課長

堀内 隆広 殿

公募公告における必要条件を満たし、以下のとおり履行できることを証明いたします。

要件： 消費者庁における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給

令和 年 月 日

会社名

住所

代表者名

- 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
- 24時間配車可能な車両を1,200台以上保有していること。なお、深夜配車可能な車両台数、それ以外の時間帯の配車可能な車両台数を提示すること。
- 各社における乗車券を用意できること。
- 3つの乗車券の使用による手数料がかからないこと。
- 月毎の支払いが可能であること（総括請求書及び使用単位（課）ごとの請求書）。
- 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。

注1：上記各項目について、各々確認可能な資料を別途添付すること。

注2：本申請書のほか、見積書も提出すること。